

## 開発協力大綱の改定に関する質問への回答

### 1. 開発協力大綱改定のプロセスについて

開発協力大綱の改定に当たっては、前回改定後のODAの実績と課題を踏まえた検討が必要であり、開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会では、そうした観点から議論がなされています。また、自由かつ率直な議論を可能にするとともに、有識者懇談会での議事そのものは非公開としていますが、議事要旨を速やかに外務省ホームページに公開することで透明性の確保に努めています。

今後、年内に、有識者懇談会の報告書を取りまとめ、対外公表します。なお、令和4年度のODA評価（第三者評価）として、「過去のODA評価案件（2015～2021年度）のレビュー」を実施しており、11月中を目途にその結果が公表される予定です。このレビューの内容については、今後の有識者懇談会においても扱う予定です。

また、有識者懇談会に加えて、NGOを中心とする市民社会や経済界等との間で、必要に応じて個別の意見交換会を開催するなど、引き続き幅広く意見を伺ってまいります。

### 2. 開発協力大綱の改定の内容について

#### (1) 軍事利用の禁止について（御質問2.1～2）

軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則は、これまで開発協力の基本方針として掲げてきた重要な原則であり、新たな開発協力大綱においても、維持していく考えです。その上で、関係者からの御意見を伺いつつ、更なる改善の余地があるかについて、検討してまいります。

#### (2) 人権に関する原則について（御質問2.3～5）

相手国における基本的人権の保障に係る状況に十分注意を払うとの原則についても、開発協力の基本方針として掲げてきた重要な原則であり、新たな開発協力大綱においても、維持していく考えです。その上で、関係者からの御意見を伺いつつ、更なる改善の余地があるかについて、検討してまいります。

#### (3) 迅速化について（御質問2.6）

日本のODAについては、案件形成から実施に係る手続の煩雑さや所要期間の長さが、相手国やパートナーたる国際機関、NGO、民間企業の皆様にとって、迅速かつ効果的な支援にとっての課題であるとの指摘も受けております。こうした指摘を踏まえ、開発協力大綱における実施上の原則の遵守の担保を含め、適正なプロセスを確保することは大前提とした上で、支援の迅速化のために改善の余地はないか検討してまいります。

(4) 諸原則遵守の確認プロセスについて（御質問2.7）

開発協力大綱における実施上の原則の遵守を担保するため、これまでも、JICAの「環境社会配慮ガイドライン」として事前のアセスメントやスクリーニング手続を定めるとともに、大使館等を通じて案件実施後の適正使用に関するモニタリングを行ってまいりました。開発協力大綱の改定に当たっては、関係者の皆様からの御意見も伺いながら、更なる改善の余地があるか検討してまいります。

**3. ミャンマー、フィリピンについて**

(1) ミャンマー

我が国の対ミャンマーODAは、現行の開発協力大綱を踏まえて、ミャンマー国民の生活向上や経済発展に貢献し、また人道的なニーズにも対応することを目的として実施しており、ミャンマー国軍の利益を目的として実施しているものではありません。

御指摘の「国軍系企業がODAのサプライチェーンに入っていないか」という点については、現在、国軍と密接な関係を有する企業がODA案件に参画している事例は、「バゴー橋建設計画」を除き確認されていません。また、「バゴー橋建設計画」も、国民生活の向上を促すことを目的としたものであり、ミャンマー国軍の利益を目的として実施しているものではありません。

我が国の対ミャンマーODAについては、我が国や国際社会による事態改善に向けた働きかけの状況を見ながら、どのような対応が効果的か引き続き総合的に検討してまいります。

(2) フィリピン

御指摘のフィリピン国軍や国家警察への支援は、現行の開発協力大綱を踏まえ実施したものであり、災害時の人命救助やテロ対策等を目的としたものです。

案件の適正性確保のため、事後のモニタリングも実施しており、「深刻な人権侵害に加担」しているという事実は確認されていません。

御指摘の「インフラ整備」がどの案件を指すのか明らかではないものの、JICAは、案件実施に当たっては、JICAの「環境社会配慮ガイドライン」に沿って、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行っています。

(了)